

給水装置工事設計・施工基準

1 総 則

1・1 目 的

本基準は、水道法（昭和32年法律第177号）、山元町水道事業給水条例（平成10年山元町条例第18号。以下「条例」という。）及び山元町水道事業給水条例施行規程（平成10年山元町企業管理規程第8号。以下「規程」という。）に基づき施行する給水装置工事について必要な事項を定め、給水装置工事の適正な施行を図ることを目的とする。

<解 説>

給水装置工事設計・施工基準（以下「基準」という。）は、配水管等の取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの給水装置に係る材料、工法、工期その他の工事上の条件に関する指定事項、給水装置工事に係る図書の作成及び手続き等に関する事項、給水装置工事の計画から設計・施工に必要な基準等、山元町の標準的な情報を提供することにより、給水装置工事が適正かつ円滑に行われることを目的とする。

なお、当基準は、以下の文献、条例等の関連法規を基に作成している。

- ・（改訂）給水装置工事技術指針：公益財団法人 給水装置工事技術振興財団
- ・水道施設設計施工指針：公益社団法人 日本水道協会
- ・空気調和・衛生工学便覧：公益社団法人 空気調和・衛生工学会
- ・水道法・条例・規程等の関係法令

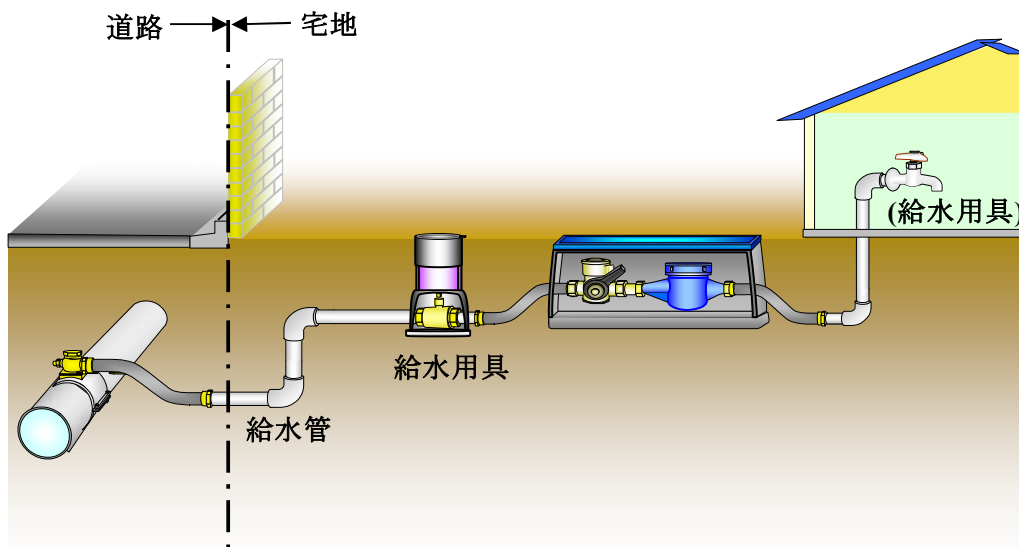
1・2 用語の定義

この基準において、用いられる主な用語の意義は、次のとおりである。

- 1 管理者とは、山元町長をいう。
- 2 工事事業者とは、指定給水装置工事事業者をいう。
- 3 主任技術者とは、厚生労働大臣から給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者をいう。
- 4 給水装置とは、需要者に水を供給するために、配水管等から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 5 配水管とは、管理者が管理する管であり、給水装置を分岐することが可能な管をいう。
- 6 受水槽以下設備とは、受水タンク以下の給水設備をいう。

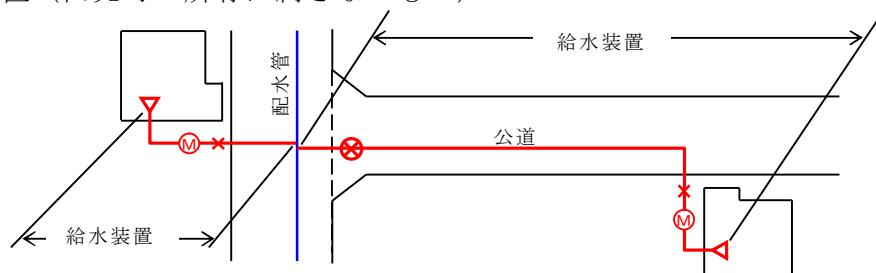
<解説>

4 給水装置について



「直結する給水用具」とは給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具である。

(1) 給水装置（山元町の所有に属さないもの）

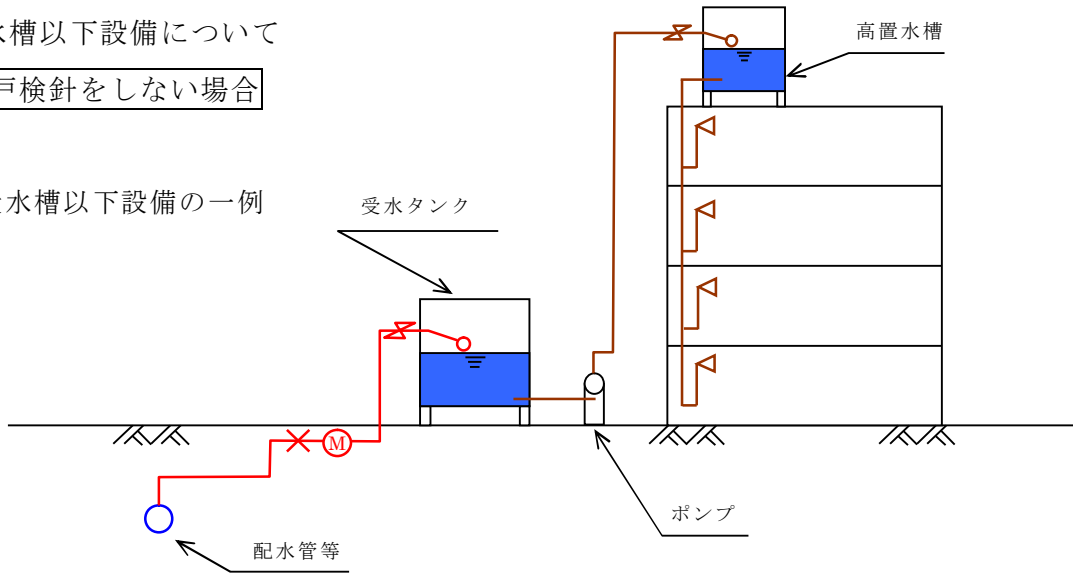


ただし、当該道路と平行に布設（設置）されている給水管については、その所有権を管理者に譲渡した場合は、配水管となる。

6 受水槽以下設備について

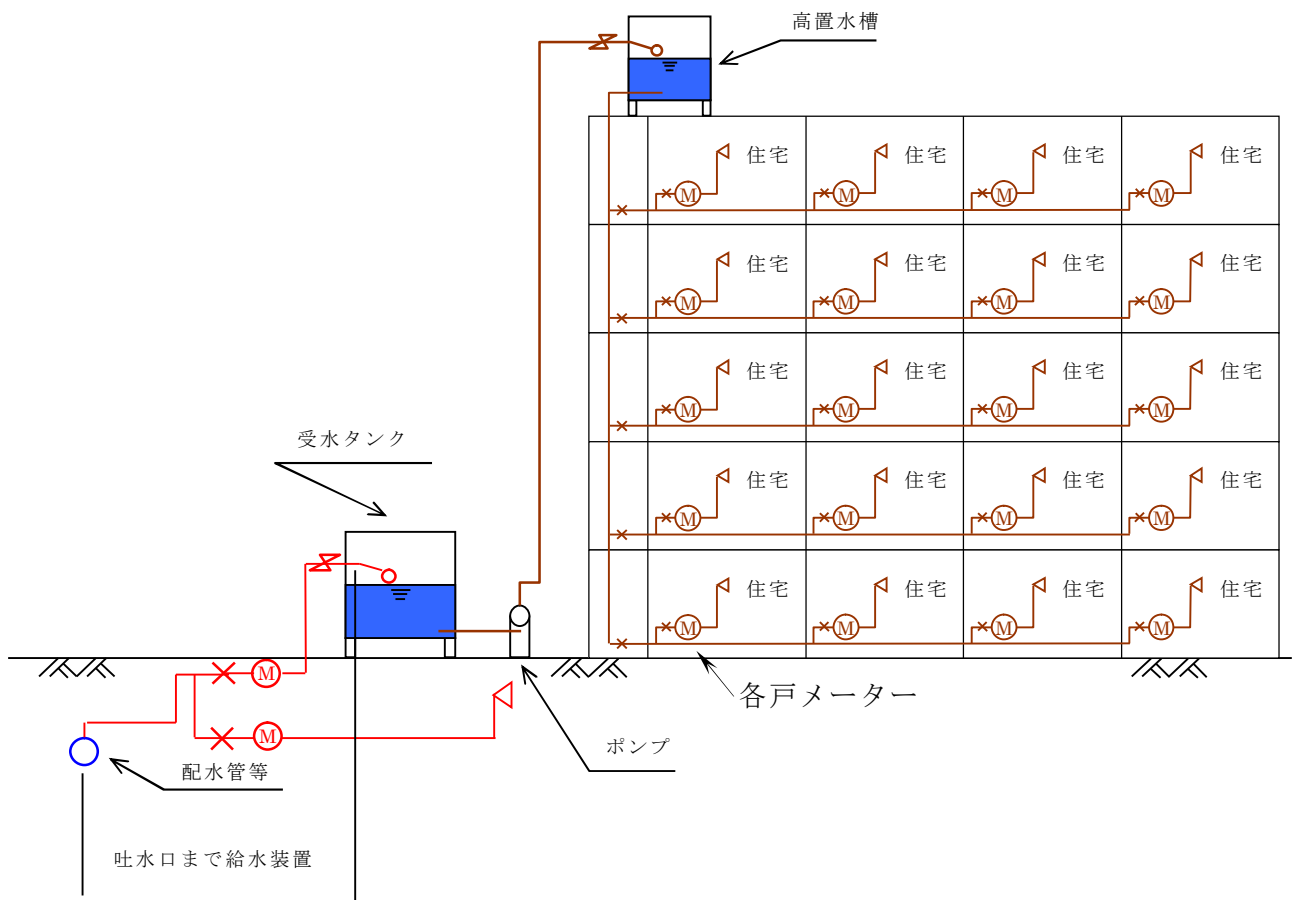
各戸検針をしない場合

受水槽以下設備の一例



各戸検針を行う場合

※共同住宅の場合は散水栓用にもメーターを設置すること。



1・3 給水装置の種類

- | | |
|----------|------------------------------|
| 1 専用給水装置 | 1戸又は1か所で専用するもの。 |
| 2 共用給水装置 | 2戸又は2か所以上で共用するもの。 |
| 3 私設消火栓 | 水道法第24条第1項の消火栓以外で消防用に使用するもの。 |

1・4 給水装置の所有者

- | |
|---|
| 1 給水装置は、申込者又は前所有者から所有権の移転を受けた者の所有とする。 |
| 2 給水装置の一部として設置するメーターは管理者が所有する。 |
| 3 配水管の1箇所から分岐して設置する給水装置は1使用者、1使用場所を原則とする。 |

<解説>

1 給水装置の所有者について

給水装置の所有は、申込者となることから、給水装置工事に要する費用は、管理者が特に必要があると認めた場合を除き、申込者が負担する。また、申込者は十分な注意をもって給水装置を管理しなければならない。

2 メーターについて

メーターは需要者の使用水量を適正に計量し水道料金の算定基礎となるため、管理者が所有するメーターを設置する。

1・5 給水装置工事の種別

給水装置工事は、次に掲げる種別に区分するものとする。

- | |
|--|
| 1 新設工事とは、新たに給水装置を設ける工事をいう。 |
| 2 改造工事とは、給水装置の口径又は管種の変更、給水栓等の増設又は一部撤去及びメーターの口径変更のための工事をいう。 |
| 3 撤去工事とは、給水装置の全部を撤去する工事をいう。 |
| 4 修繕工事とは、既設給水装置の故障部分を修繕する工事をいう。 |

<解説>

2 改造工事について

- (1) 分岐口径及びメーター口径の双方又はいずれか一方を変更する工事
- (2) 分岐箇所、配管位置、水栓位置、管口径若しくは管種を変更する工事又は既設管を取替える工事
- (3) 既設の給水装置に接続してさらに水栓を増す工事又はメーター下流側の一部を撤去する工事

3 撤去工事について

使用されなくなった給水装置は、分岐用給水用具（サドル付分水栓等）にて元止めすると共に、公道内の給水管の撤去を行う。

1・6 手数料・加入金

給水装置工事申込みに際して必要な費用には、次のものがある。

- | | |
|-------|----------|
| 1 手数料 | 給水条例第29条 |
| 2 加入金 | 給水条例第30条 |

<解説>

1 手数料について

次の各号の区別により、指定給水装置工事事業者から申込みの際、これを徴収する。

| 区 分 | 金 額 |
|------------------|---------------|
| 設計審査 | 1回につき 2,000円 |
| 完了検査 | 同 3,000円 |
| 国道及び県道 占用許可申請 | 1件につき 10,000円 |

2 加入金について

給水装置の新設又は改造（給水管の口径を増す場合に限る。）をする者から加入金を徴収する。加入金の額は次表の額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を徴収する。ただし、改造する場合の額は、新口径に应ずる加入金の額と旧口径に应ずる加入金の額の差額とする。

（税抜き）

| 口 径 | 加 入 金 |
|----------|------------|
| 13ミリメートル | 60,000円 |
| 20ミリメートル | 150,000円 |
| 25ミリメートル | 220,000円 |
| 30ミリメートル | 330,000円 |
| 40ミリメートル | 570,000円 |
| 50ミリメートル | 900,000円 |
| 75ミリメートル | 2,010,000円 |